

新旧対照表

世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

新	旧
<p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い貸付料で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) <u>区の指導監督を受け、区の事務・事業を補佐し、又は代行する団体が当該補佐し、又は代行する事務・事業の用に供するために使用するとき。</u></p> <p>(3) <u>乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者又は生活困窮者その他の支援を要する者並びにそれらの家族を対象とした社会福祉事業を行い、又は行おうとする者が乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者又は生活困窮者その他の支援を要する者並びにそれらの家族を対象とした社会福祉事業の用に供するために使用するとき。</u></p> <p>(4) <u>施設、近隣住宅又は施設利用者のため、運輸、電気、水道、ガス供給その他公益事業の用に供するため使用するとき。</u></p> <p>(5) <u>職員及び施設利用者のため、食堂、売店等の厚生施設を設置するために使用するとき。</u></p> <p>(6) <u>隣接土地所有者又は使用者が当該土地利用のため、相隣関係上やむを得ないときと区長等が認めるとき。</u></p> <p>(7) <u>町会・自治会、消防団その他の地域活動団体又は特定非営利活動法人等が公共又は公益の用に供するため使用するとき。</u></p> <p>(8) <u>公共的又は公益的な活動を行う者が事務所等管理業務の用に供するために使用するとき。</u></p> <p>(9) <u>災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間その用に供するために使用するとき。</u></p> <p>(10) 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。</p> <p>(11) 事業者が、区民にものづくりについて学び、又は体験することができる機会を提供し、創業を支援し、及び区民の地域交流活動を促進するための事業をものづくりに関する事業として、調整し、及び運営する(他の者に一部を転貸する場合等を含む。)ために使用するとき。</p> <p>(12) <u>前各号に掲げるもののほか、区長等が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>(権利金の減免)</p>	<p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い貸付料で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。</p> <p>(3) 事業者が、区民にものづくりについて学び、又は体験することができる機会を提供し、創業を支援し、及び区民の地域交流活動を促進するための事業をものづくりに関する事業として、調整し、及び運営する(他の者に一部を転貸する場合等を含む。)ために使用するとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。</p> <p>(権利金の減免)</p>
<p>第5条 建物を貸し付ける場合又は建物所有の目的で土地を貸し付ける場合において、当該貸付けが前</p>	<p>第5条 建物を貸し付ける場合又は建物所有の目的で土地を貸し付ける場合において、当該貸付けが前</p>

【別紙 5】

<p>条第 1 号から第 9 号、第 11 号及び第 12 号に掲げるものであるときは、権利金を減額又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定は堅固な工作物を設置する目的で土地を貸し付ける場合について準用する。 (準用規定)</p> <p>第 6 条 第 4 条及び前条の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合及び普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 本条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この条例による無償又は時価よりも低い貸付料は、本施行日以後の貸付契約締結にかかる貸付料について適用し、それ以前に貸付契約を締結して行政財産又は普通財産を借り受けている者については、その貸付期間が満了するまでの間、なお従前の例による。</p>	<p>条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げるものであるときは、権利金を減額又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定は堅固な工作物を設置する目的で土地を貸し付ける場合について準用する。 (準用規定)</p> <p>第 6 条 第 4 条及び前条の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合及び普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。</p>
---	--